

太田市移住者まちなか住宅取得支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県をいう。以下同じ。）から本市に移住する者で本市に定住を希望し、居住誘導区域内にて住宅を取得した者に対し、予算の範囲内において太田市移住者まちなか住宅取得支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、移住及び定住の促進による地域の活性化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 永住をすることを前提として本市の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠を本市に置くことをいう。
- (2) 居住誘導区域 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項の規定により本市が策定した太田市立地適正化計画に定める居住を誘導すべき区域をいう。
- (3) 住宅 居住を用途とする建築物であつて、自己の居住の用に供し、玄関、トイレ、台所、浴室及び居室を有するものをいう。
- (4) 建築 住宅を新築し、増築し、改築し、又は移転することをいう
- (5) 取得 自己の居住の目的で、建築をし、又は住宅を購入することにより住宅の所有権の保存又は移転の登記をすることをいう。

(交付の対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、対象住宅を取得した者で、次に掲げる条件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市に転入した者であつて、第6条の規定による申請をした日（以下「申請日」という。）が当該転入した日（以下「転入日」という。）から2年を経過していない者であること。
- (2) 転入日の直前10年間のうち、通算して5年間以上、東京圏に在住していたこと。
- (3) 対象住宅に申請日から起算して5年以上定住をすることを誓約した者であること。
- (4) 申請日の属する年度の前年度の市区町村税を滞納していない者であること。
- (5) 対象者及びその同一の世帯に属する者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 移住者として、本市のアンケート、広報等に協力することを誓約すること。

(対象住宅)

第4条 支援金の対象となる住宅（前条及び次条において「対象住宅」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 住宅の所在地が居住誘導区域内にあること。
- (2) 新たに自己が居住する目的で取得をする住宅で、令和5年1月1日以降に建築請負契約又は売買契約をしているものであること。
- (3) 住宅の取得が本市に転入前1年以内又は転入後2年以内の間であること。

(支援金の額等)

第5条 支援金の額は、建築をした場合又は住宅を購入した場合にかかわらず10万円とする。ただし、申請時において申請者の同一世帯に18歳未満の者がいる場合は、その人数にかかわらず20万円を加算する。

2 支援金は、同一住宅又は同一人に対し、1回に限り交付するものとする。

(交付の申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする者は、太田市移住者まちなか住宅取得支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 太田市移住者まちなか住宅取得支援金交付申請に関する誓約書及び同意書（様式第2号）
- (2) 世帯員全員が記載されている太田市の住民票の写し（続柄の記載されたもの）
- (3) 転入日直前10年間のうち、通算して5年間以上東京圏に在住していたことが確認できる戸籍の附票又は住民票の除票の写し
- (4) 住宅の建築工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (5) 建物の登記事項証明書の写し
- (6) 市区町村税の滞納が無いことを証する書類
- (7) 支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名、支店名、口座種類、口座番号、店番号及び名義人名）が確認できるものに限る。）
- (8) その他要件を満たすことが確認できる書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認める場合には支援金の交付の決定を、不適当と認める場合には支援金の不交付の決定をする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、交付の決定においては太田市移住者まちなか住宅取得支援金交付決定通知書（様式第3号）、不交付の決定においては太田市移住者まちな

か住宅取得支援金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第8条 市長は、支援金の交付を受けた者について、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、交付決定を取り消し、既に交付した支援金を返還させることができる。ただし、当該者が就労先の企業の倒産、災害、病気等においてやむを得ない事情があるものとして市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 偽りその他不正な手段により支援金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 申請日から起算して5年を経過する日前に市外に転出したとき。
- (3) 申請日から起算して5年を経過する日前に交付対象住宅を譲渡し、貸し付け、又は取り壊したとき。
- (4) この要綱の規定に違反し、又は市長の指示に従わないとき。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付決定を取り消したときは、太田市移住者まちなか住宅取得支援金支給決定取消通知書兼返還請求書(様式第5号)により通知するものとする。

(支援金の返還額)

第9条 前条各号に該当する者に支援金を返還させる場合の返還額は、交付した支援金の全額とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの要綱の規定により支援金の交付申請を行った者については、第7条から第9条までの規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和7年3月31日から施行する。